

山形市環境マネジメントシステム

# 令和4年度環境監査結果報告書

令和4年8月

代表環境監査員

外部環境監査員

内部環境監査員

## - 目次 -

1	環境監査	
(1)	根拠	1
(2)	目的	1
(3)	内部環境監査の実施内容	1
(4)	外部環境監査の実施内容	1
(5)	重点監査事項	1
2	環境監査員及び監査日程	1
3	被監査部門	2
4	環境監査の判定区分	3
5	環境監査の結果	3
I	要改善	3
II	注意	3
III	適合	4
IV	優良	4
6	要改善に対する措置	6

## 1 環境監査

### (1) 根拠

山形市環境マネジメントシステム要綱  
山形市環境マネジメントシステム運営要綱  
山形市環境マネジメントシステム環境監査実施要領

### (2) 目的（運営要綱第9条、第10条）

内部環境監査は、システムが適切に実施され、維持されているかを評価するために行う。  
外部環境監査は、システムの有効性及び運営の状況を評価するために行う。

### (3) 内部環境監査の実施内容（環境監査実施要領第3条）

- ① システムの運営状況
- ② 前回の内部監査において指摘された事項の改善状況

### (4) 外部環境監査の実施内容（環境監査実施要領第19条）

- ① システムの運営状況
- ② 前回の外部監査において指摘された事項の改善状況
- ③ システムの改善の必要性

### (5) 重点監査事項

- ① 環境配慮に関する取組状況
- ② 法令の遵守状況
- ③ 指定管理者制度導入施設及び委託施設等における環境マネジメントシステムの反映状況

## 2 環境監査員及び監査日程

令和4年度の外部環境監査員、内部環境監査員の氏名及び監査実施日程は下表のとおりである。

外部環境監査員氏名	役割	所属等	監査実施日程
佐竹 良廣	代表 環境監査員	・エコアクション 21 判定委員長	<b>【6月7日】</b> 地方卸売市場管理事務所 10:00～11:30 市民会館 13:20～14:20 総合福祉センター 14:40～15:40 文化振興課 16:00～16:30 生活福祉課 16:30～17:00 <b>【6月8日】</b> 動物愛護センター 9:30～11:00 事務局 13:00～16:00
大場 健一		・NPO 法人環境ネット やまがた事務局長 ・エコアクション 21 審査人	<b>【6月7日】</b> 水運用センター (見崎浄水場) 10:00～11:30 上野最終処分場 13:30～15:30 廃棄物指導課 16:15～17:00 <b>【6月8日】</b> 少年自然の家 9:30～11:45 事務局 13:00～16:00

武田 照子	・月よう会代表	【6月7日】 水運用センター (見崎浄水場) 10:00~11:30 上野最終処分場 13:30~15:30 廃棄物指導課 16:15~17:00
		【6月8日】 動物愛護センター 9:30~11:00 事務局 13:00~16:00

チーム	内部環境監査員氏名	役割	所 属	実 施 日
1	齋藤 芳和	主任内部環境監査員	総務部 防災対策課	【6月7日】 財政課 9:00~ 9:30 議) 総務課 9:30~10:00 建築課 10:00~10:30 学校教育課 10:30~11:00
	大村 和弘		企画調整部 スポーツ振興課	
	長澤 明彦	チームアドバイザー	健康医療部 保健総務課	
2	遠藤 操	主任内部環境監査員	環境部 環境課	【6月8日】 国民健康保険課 10:00~10:30 行政経営課 10:30~11:00 会計課 11:00~11:30
	國井 良彦		財政部 財政課	
	宮城 一郎	チームアドバイザー	上下水道部 浄化センター	
3	齋藤 健二	主任内部環境監査員	市民生活部 市民課	【6月7日】 工事検査課 10:00~10:15 母子保健課 14:00~14:15 下水道建設課 15:00~15:15
	柿崎 伊寿		こども未来部 こども未来課	
	山路 頌	チームアドバイザー	教育委員会 管理課	

- ※代表環境監査員・・・ 監査の事務を総括する。
- ※チームアドバイザー・・・ 監査チームへの助言を行う。
- ※主任内部環境監査員・・・ 監査チームを代表し総括する。

### 3 被監査部門

令和4年度の環境監査における対象課・施設は下表のとおりである。

各部門	被監査部門
施設管理部門 7課等 (7施設) ※外部環境監査員が担当	文化振興課(市民会館)、動物愛護センター、 廃棄物指導課(上野最終処分場)、生活福祉課(総合福祉センター)、 地方卸売市場管理事務所、水運用センター(見崎浄水場)、 少年自然の家
オフィス事務部門 10課等 ※内部環境監査員が担当	行政経営課、工事検査課、財政課、国民健康保険課、母子保健課、 建築課、会計課、議)総務課、下水道建設課、学校教育課
事務局 ※外部環境監査員が担当	山形市環境マネジメントシステム事務局(環境課)

## 4 環境監査の判定区分

判定区分は次のとおりである。(監査実施要領第 14 条)

- (1) 要改善：システム又はその運営等に問題があり、改善が必要である場合
- (2) 注意：システムは適切に運営されているが、何らかの対応が必要である場合
- (3) 適合：システムが適切に運営されている場合
- (4) 優良：システムの運営等に関して優れている点及び他の模範とすべき点が認められる場合

## 5 環境監査の結果

### 【令和 4 年度環境監査結果】

要改善	注意	適合	優良
2 件	11 件	53 件	29 件

### I 要改善 (2 件)

被監査部門	該当課等	内 容
企画調整部	文化振興課 (市民会館)	業務用エアコンの簡易点検記録は確認できましたが、定期点検 (3 年に 1 回) 対象の 1 基について、定期点検の記録が確認できませんでした。点検の記録がなければ未実施となりますので点検を実施してください。
健康医療部	動物愛護センター	環境方針の周知はされていますが、環境方針の掲示がありませんでした。速やかに掲示するとともに、職員へ周知してください。可能であれば、センター利用者 (来場者) 等市民へアピールするためにもエントランス等に掲示することをご検討ください。

### II 注意 (11 件)

被監査部門	該当課等	内 容
企画調整部	文化振興課 (市民会館)	ばい煙測定 (令和 4 年 2 月 10 日) の実施、排出基準を遵守していることを記録により確認しました。 しかしながら、ばい煙発生施設設置届出書 (副本) を確認できませんでした。法令上の違反となるものではありませんが、その後も所在が不明であれば、市環境課に依頼し、写しを取り寄せ保管するようお願いします。
	文化振興課	所管施設である最上義光歴史館のエネルギー使用量等検証報告書の電気使用量 (数値) に誤りが見られました。検証結果の信憑性に疑念を持たれかねないので注意してください。
環境部	廃棄物指導課 (上野最終処分場)	劇物の苛性ソーダと硫酸を水処理に使用していますが、法的要求事項調査表兼報告書に毒物及び劇物取締法が取りまとめられていません。
		管理棟の車庫にガソリンの携行缶 20L が 3 缶あり、内 2 缶にガソリンが入っていました。2 缶以上となった場合は、指定数量の 1/5 以上となりますので、持ち過ぎに注意して下さい。(それ以上の保管が必要な場合は少量危険物の届出を行って下さい。)
上下水道部	水運用センター (見崎浄水場)	浄化槽法に係る保守点検の頻度について、法的要求事項調査表兼報告書の記載誤りがあります。
		排水処理施設にガソリン (携行缶 20L+10L) と軽油 (ポリ缶 18L×6 缶) をまとめて保管しており指定数量の 1/5 を超えていますので、少量危険物の届出を行うか、保管数量を減らして下さい。

教育委員会	少年自然の家	<p>法的要求事項調査表兼報告書のフロン排出抑制法に係る適用範囲に業務用空調機器1基と記載されていますが、実際には2基あります。</p>
		<p>令和3年2月14日の灯油漏洩事故の際、消防署や山形県村山総合支庁環境課への連絡が2日後となっています。地震による緊急出動が夜間であったことや、次の日が休館日に当たっていたことは理解できますが、水質汚濁防止法では、速やかに届け出ることとなっていますので今後注意して下さい。</p>
		<p>令和3年2月14日の灯油漏洩事故の際、対応時に使用した灯油が染み込んだオイルマットは産業廃棄物（廃油）となります。産業廃棄物の処理については、市廃棄物指導課に確認の上、適切に対応して下さい。</p>
環境マネジメントシステム事務局 (環境課)		<p>法的要求事項調査表について、所管課の担当者が各施設に調査を掛け、所管施設を一括して法的要求事項調査表兼報告書を作成（登録）しているということですが、複数（多数）の施設を所管している課の調査表は大変見にくい感じがします。</p> <p>施設で法令の遵守状況等を確認しやすいように、施設ごとに法的要求調査表を作成すべきではないかと思いますが、ご検討ください。</p> <p>また、調査表の中の、評価欄の遵守状況の確認者と責任者名の欄ですが、確認者は施設で現場のわかる施設職員に、責任者は法的要求事項調査表を取りまとめる所管課の職員に統一されてはいかがでしょうか。</p>
		<p>外部施設の現地監査の際、刈払い機等で使用する携行缶に入れたガソリンの量が指定数量の1/5を超えている事例が多く見受けられます。注意喚起して下さい。</p>

### Ⅲ 適合（53件）※詳細については省略

Ⅳ 優良（29件）		
被監査部門	該当課等	内 容
総務部	工事検査課	<p>現場での工事検査の際は、検査依頼課の手配した庁用車に同乗し、ルートについても効率よく回れるよう設定し、エネルギー使用量の削減に努めている。</p>
		<p>文書については、図面以外はほとんど印刷していないため、事務室内に紙文書が見当たらないほどコピー用紙の削減が徹底されていた。</p>
財政部	財政課	<p>ミスコピー等を保管する箱を2人に1箱程度設置することにより、溶かせる機密へ促し、再生できるように努めている。</p>
企画調整部	文化振興課 (市民会館)	<p>廃棄物については、ビン・缶、ペットボトル、金属くず等雑貨の分別を徹底して保管しており、しかも、排出する量が非常に少なく、清掃が行き届いていることを確認しました。</p> <p>また、可燃ごみ（紙類）については分別を徹底し、資源回収に回すよう努めていることを確認しました。</p>
市民生活部	国民健康保険課	<p>機密文書の用紙使用が多くなるが、分別を徹底しリサイクルに取り組んでいる。分別が分かりやすく徹底しているため、人数が多い課でも上手く運用できている。</p>
		<p>プリンターの設定でインク使用削減に取り組んでいる。</p>

健康医療部	母子保健課	母子健康手帳の交付時に一緒に渡している贈呈品が過剰包装にならないよう発注し、環境に配慮している。
	動物愛護センター	雑紙はシュレッダーにかけ、猫のトイレに使用、新聞紙は犬猫の収容時に使用しています。また、市役所職員に呼びかけ、牛乳パック、使用済みのタオルを回収し、牛乳パックは猫用の砂トイレの枠に使用し、タオルは犬猫の寝床や手足拭きに再利用しています。
		エネルギー使用量について、収容頭数の増減が影響していると思われませんが、食器のまとめ洗いや、夏場のお湯の利用などを控えています。
環境部	廃棄物指導課 (上野最終処分場)	管理委託業者と毎月定例会を開催することで、コミュニケーションの向上に努められており優れています。
		浸出水調整槽の大型攪拌機をエアレーションに変えることで、電気使用量を削減するとともに、凝集沈殿の効果を高めており優れています。
	廃棄物指導課	ノーマイカーデーの推進に先行的に昨年度から取り組み、毎月目標を達成し、今年度のプラスワンアクションに繋がったことは優れています。また、休憩時間の消灯や裏紙利用・雑紙回収は習慣化しています。
		日ごろから廃棄物排出量の抑制やリサイクルに取り組み、不法投棄された廃棄物を回収したのも可能な限り分別し、リサイクルしています。
福祉推進部	生活福祉課 (総合福祉センター)	センターの利用者に支障のない場所、使用していない場所の消灯が徹底されているのを確認しました。 CO2 排出量が 2018 年度以降 2021 年度まで、少しずつではありますが減少しております。 省エネ機器等施設の更新がままならない状況であることもお聞きしました。
農林部	地方卸売市場管理事務所	CO2 排出量が 2018 年度以降 2021 年度まで漸減しており、デマンドコントロールシステムの導入など日常的に省エネに取り組んだ結果と推察できます。特に、2021 年度（令和 3 年度）はエアコンの無駄のない使用、こまめな消灯など節電に心掛けていることを確認しました。
		卸売市場運営協力会による周辺の清掃活動を年 3 回実施し、環境美化に努めていることをヒアリングで確認しました。
都市整備部	建築課	建築物エネルギー消費性能向上に関する法律の施行により、省エネ基準への適合義務及び適合性判定を受けることが義務付けられたことから、基準に適合した建材や設備等、省エネルギーに配慮した設計をしている。また、市産材の木材を積極的に活用し、環境に配慮している。
会計管理者 補助組織	会計課	会計課に送付する書類はできるだけデータでの提出を求め、全庁的な用紙削減に貢献している。
上下水道部	下水道建設課	所管する市内の施設設備の電気使用量を細かく把握し、無駄が無いか把握に努めている。
		正確なごみの分別やリサイクルできる紙とそうでない紙の分別のほか、裏面を使える紙は積極的に使用するなど、取り組みが徹底されている。また、環境リーダーが、ごみの分別方法等を一覧的に記したマニュアルを独自に作成しており、課内職員が取組を理解しやすいように工夫されている。

		修繕や更新工事で不要になったマンホール鉄蓋等を、廃棄するのではなくリサイクル業者へ売却することで資源として活用できるようにしている。
	水運用センター (見崎浄水場)	上流側にある松原浄水場の水を多く使い、下流側にある見崎浄水場の水の使用量を抑えること等、三つの水系の運用を調整することで、ポンプに使用する電気使用量の削減に努めており優れています。また、灯油の使用量も減になっています。
		事務所内に環境方針が掲示してあり、リサイクル品(有価物)の分別もイラスト入りで掲示してある。イラストは一目で分かるようになっていて、グッドアイデアと思われます。
		廊下の蛍光灯の間引きやスイッチに「モッタイナイ電灯消す」の貼紙をすることなどで、節電に努めています。
教育委員会	学校教育課	「スクールエコプラン」に基づき、各小中学校ごとのエコプランを設定し、授業として活用している。また、他校のプランを参照できるシステムを構築していることから、環境配慮の質及び意識の向上につなげている。
	少年自然の家	無駄な電気の消灯やエアコンはほとんど使用しない等、節電についてはやれることはほとんど実施しています。 電気使用量の経年推移が一定していますので、今後は、照明のLED化や省エネ性能の良い設備への更新をお勧めします。
		地域との約束や環境に配慮して法定を上回る頻度で環境に係る測定等を実施しています。 ・大気汚染防止法：1回/年を2回/年測定。測定義務のないサービスセンター温水発生機(22.9L/h)も1回/年測定。 ・浄化槽法：1回/年の11条検査に加えて、3回/年水質測定を実施し、報告。
議会・委員会	議会事務局 (総務課)	議会中以外は議会棟の明かりを最小限にするなど、省エネルギーに取り組んでいる。
環境マネジメントシステム事務局 (環境課)		ノーマイカーデーの推進は実施率が低かったと記憶していますが、企画調整課との協働で今年度のプラスワンアクションに取り上げ、チェリカの利用推進やエコドライブ研修を計画していることは優れています。

## 6 要改善に対する措置

課等名	文化振興課(市民会館)
要改善内容	業務用エアコンの簡易点検記録は確認できましたが、定期点検(3年に1回)対象の1基について、定期点検の記録が確認できませんでした。点検の記録がなければ未実施となりますので点検を実施してください。
要改善の原因	対象となる1基について毎年保守点検として実施していたものの、点検報告書内に当該定期点検結果としての明記がなかった。
改善措置	点検報告書内に当該定期点検結果を明記する旨、6月7日(株)山形ビルサービスより実施業者である弘栄設備(株)に依頼。 (令和4年7月14日 事務局よりメールにより追加回答) 定期点検記録の提出は、次期定期点検の11月30日以降可能。
	<input checked="" type="checkbox"/> 改善措置完了 (完了日 令和4年6月7日) <input type="checkbox"/> 改善措置未完了 (完了予定日 令和 年 月 日)
手順書見直し等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無



課等名	動物愛護センター
要改善内容	環境方針の周知はされていますが、環境方針の掲示がありませんでした。速やかに掲示するとともに、職員へ週知してください。可能であれば、センター利用者（来場者）等市民へアピールするためにもエントランス等に掲示することをご検討ください。
要改善の原因	環境方針の掲示を怠っていました。
改善措置	<p>環境方針を印刷し、センター長席後部及びエントランスに掲示しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 改善措置完了（完了日 令和4年6月8日）</p> <p><input type="checkbox"/> 改善措置未完了（完了予定日 令和 年 月 日）</p>
手順書見直し等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無